

## 完了後の事後評価の概要

---

---

### 完了後の事後評価対象事業（国要領第3、市要綱第5条関係）

1. 事業完了後一定期間（5年以内）が経過した事業
2. 審議結果を踏まえ、完了後の事後評価の実施主体が改めて完了後の事後評価を行う必要があると判断した事業

### 完了後の事後評価の視点（国要領第5、市要綱第6条関係）

1. 費用対効果分析の算定基礎となった要因  
（費用、施設の利用状況、事業期間等）
2. 事業の効果の発現状況
3. 事業の実施による環境の変化
4. 社会経済情勢の変化
5. 今後の完了後の事後評価の必要性
6. 改善措置の必要性
7. 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

### 事業評価監視委員会（国要領第6、市要綱第7条及び第8条関係）

- ・ 大学教授、経済界、法曹界等で構成
- ・ 地方整備局、公団、地方公共団体毎に設置
- ・ 事業主体が作成した対応方針（案）に対して審議を行い意見具申
- ・ 同種事業の計画・調査のあり方や評価手法の見直しに対しても審議し意見具申
- ・ 審議の公開等により透明性を確保
- ・ 事業評価監視委員会の意見の尊重

### 対応方針（国要領第4、市要綱第15条及び第16条関係）

- 必要に応じ、再度完了後の事後評価、改善措置を実施
- 評価結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しに反映
- 評価結果、対応方針等を公表